

いふわけでございますが、同じ区画整理内における都市計画道路につきまして最初に土地買収方式あるいは区画整理、どちらかということはその土地につきましてやはり地主さんにとりまして利害得失があります。いちばんはいえないうちでございす。今のところ区画整理方式でやりたいと思つてゐるわけですが、当市役所の担当の方に都の意見等を十分聞いてみたと思ひます。今どちらかということについては申しあげられはおりてございす。

それから加美平における登記の米見の地区でございますが、大変関係者の方々にご不便をおかりしております。これは私の責任でございます。申しわけなく存じしてゐる次第でございます。それから水につきましては研究もしてゐるわけでございますけれども、見う地区だけ登記ということはどうしてもできないというわけでございます。担当で研究しておるわけでございますが、なかなかむずかしいと思ひますけれども、課長の方からご説明を申しあげます。

都市計画課長（戎見裕康君） 自席からお話しをいただきます。

吾国議員さんのご質問にお答えいたします。

都市計画路線の廃止につきましては質問と承っておりますが、市長が概要を申しあげました。さらに補足して申しあげたいと思ひます。

現在決定しております都市計画道路につきましては昭和二十六年十月五日の建設大臣答弁によりまして計画されておりますのが大部分でございます。それから現在の武蔵野台あるいは加美平、さらに妙光河原の二つの区画整理事業区域において一応施行区域につきましては加美平の西部地区の二、三号線ならびに青梅線を中心といたします。二、七号線、この二路線が示見成で、あと妙光河原につきましては本日議案として提案申しあげました。五日市線の支線支差の大部分とさらに

都市道の取りつり部分、痛ういう所を除きまして一応終了してゐるわけでございます。ご指摘がございましてように二、三号線の二メートルの大きな道路が計画決定のまま廃止の見通しがないと

いう事情でございます。

そういう関係で、炭鉱が遅れております。誠に申しわけない次第でございますが、東部の開発と関連いたしまして、一三〇号線につきましては現段階におきましては都府あるいは建設省の見解等極力附近住民の将来というものを考慮した上においては、やはり区画整理というのは実質的には単に用地買収とされた場合よりはるかに有利であるということはお間違いないんだという強い線が出されております。私といたしましては、この場合に、単独でも先行取得をするかどうか今後財政等とも含めまして検討していきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても現在の都市計画道路の区画整理区域の仕方といたしましては、都府すでに都市計画道路は用地買収方式で進めております関係上、市が単独で行なう場合は経済的になかなかむずかしいということで、除々に進めていけますが、都府の施行に切りかえていただくことで、計画した道路を都府で実行して、炭鉱されたという運動をこれから展開していく、ということになっております。



なお内容につきまして、具体的に代替地の問題、補償の問題等、ご指摘がございましたが、都府の一三〇号線の補償関係を終るべく、まして、これは埼玉銀行先から一歩の譲り通ります。神明様にぬける道路ですが、現在工事着工の段階になっておりますが、この例を引用いたしますと都におきまして別途に設置されております。地価に打する委員会がございまして、そればかり動産関係あるは、売買度創等のデーターをもとに基準地価というものを設定いたしました。それによつて用地買収をお願いとすると、また補償におきましては現時点のいわゆる再建地価が補償の絶対値です。この地価転換に関する調査費あるは、その地価経費というものを完全に補償した形で、地価転換が成立することが必要でございます。ただ、土地の関係につきましては評価委員会が決定いたしました。地価というものは、即ち地主さんの想定いたしております。現時点の地価に相当するかどうかという点については、必ず疑問があります。東京都といたしましては、そういう数値のファクターのもとに検討して決定したカルテがありますので、時価相場というところを都といたし

ましてはなつておるということも聞いております。いずれにいたしましても区画整理外につきましては現時点では市の単独事業であるいは補助事業にかうんで、度施は具体的に非常に困難であらうと考えておりますので、これらにつきましてはさらに都に早期実現のほびが得られようきうさらに陳情等をやつていきたいと思つております。

加美平の關係でございますが、ご指摘のとおり東部地区はほとんど完成、西部においては一部完成であり、かつその完成部分も西部の中心部はへへへ号線の入つてゐる部分でございます。これらにつきまして現在直接施行という本来的にはあまり好ましくないのでござりますが、いかんせん私もあくまで安勢といたしましては協議斡転という事で努力をばらしてゐるのでござりますが、現在裁判で係争中であるという事態もありまして、これはある程度おのれ段階を迎える一つの契機になる裁判見通しという見通しでおるんですが、いずれにいたしましても遅れてゐる關係、多数の権利者の方々に

非常に迷惑、ご不便をおかけし、かつまたこの財政上にも非常に大きな負担をちようだいてゐる事実はございますので、今後さらにこの問題につきまして積極的に、いつも申しあげただけで度施が非常に進まず申しわけない次でございますが、そういう安勢を取り組んでいきたいと考えております。

なお裁判の経過でございますが、さうそう終盤を迎えまして、証人の喚問等は終りましてあとは裁判所が最終的な結審を待つという段階がへへへ回の裁判で終わるんじゃないかと思ひます。さらに今後の方針につきましてはただいま申しあげましたように一応さらに協議を重ねまして強制施行という手段は、最悪かつ最終の手段というふうに考えておりますので、極力話し合いによつてもつていくべき努力はしてゐるが、さうかといつて期限の問題もあります。その中でこの整理業者等と協議をいたしまして早急に度施していただきたいと思ひます。

非常に難ばんで要領が得ないと思ひますが、補足説明といたします。

八番

(吾国ノ三君) だいま都市計画課長の説明を受けて西側の反対地区と東側の協力者の地域は、協力していただいた方はすでに武蔵野台と同じ期間に区画整理が完成しているわけでございます。それにとはい西側と武蔵野台は別の事業決定、東側のいわば福祉病院地域周辺また西側の警察周辺も反対者裁判の結果が出るまで東側の方の一括事業申請とある関係上現在では土地の処理というものは角で支障をきたしてあるわけでございます。地域住民の土地所有者も非常に困っているわけでございます。これを都に申請して百も早く東側の完成地と別荘の申請でやる、とはできないわけですか。

都市計画課長(浅見裕康君) お答え申しあげます。

ご案内のとおり加美平の施行区域というものは青梅線をはさみまして東部と西部に分かれておりまして、ただ換地操作というものを区画整理で行なうわけですが、まとめて換地したりあるいは分割してほかに換地したり、いわゆる八公施設等

が整備されますのでこれに関連いたしましてそういう土地が公共施設に利用されると、ただいま申し上げたところとくに該当いたします。土地は青梅線の東部でも西部でも一応原則的には現地換地というものをとっておりますが、やはり西部地区が狭くかつ比較的強度が強いという関係がございます。東部にもとんでくるということでございます。東部と西部へ連なる事業といたしまして考えたいと処理できないということもございまして、すでに仮換地の指定も終わっている段階で、これが変更ということはさらに全体の仮換地をやり直すというような区画整理の当初にもございましていう大きな問題がございます。実質的に施行区域を完成いたしませんとどうしても加美平区画整理事業は完成しないということになります。そういう点申しわけない次第でございますが、そういう換地操作というものが区画整理上最大の事業施行技術といたしまして入っております。これを無視するわけにもつきませんので、大変ご迷惑とは存じますが西部の尻子ということでこの時点では受けねばならないという現状でございます。よろしく

どう承願いたしたいと思います。

八番（吾国ノス君） だいまの答弁でわかりましたが、やはり一橋事業申請の関係上、だいま仮換地が西側のもあるということでは、吾国ノス君の処理ができればと答弁されましたが、そういうことになりまうと西側の反対者より話し合いにより今後調停裁判において結論がよなれば完成地域の吾国ノス君の処理はできないうりですか。

都市計画課長（我見松康君） 裁判というのは区画整理事業の進捗には防たげないわけで、これはゆるる区画整理法そのものが違ふ心である、憲法違反であるということも根幹に行政訴訟をおこされておるわけで、そういうわけで区画整理法そのものが裁判によつて影響を受けるということとは現在法的に考えまうと全然はいやいざいさいます。一応現在まできた経過を考えまうと裁判というものが一つの新しい段階を迎える形にならうとは思はなうかということをおぼしめしあげましたが、実質的に区画整理事業の施行については裁判とは無関係で、区画整理法で規定する

事項をやりながら施行すればできるということではないです。

八番（吾国ノス君） くだいようでございますが、裁判と区画整理の施行とは経路が違ふと申されましたが、やはり整理上完成しなければ吾国ノス君の処理ができません、これは事実だと思つておられますが、やはりこの問題も裁判にはなると地域住民の反対があると非常に紛争問題等あつた場合に支障をきたすのではないかと思つたわけでございます。紛争問題にはならない方はそのままでいかも知れませんが、やはり区画整理で紛争問題になると土地の持ち主が処理できない、ということになるわけでございまして、多分なりともそれに関連するのではなかつたかと、そのために東側地域も吾国ノス君の処理が遅れていると私は解釈するわけでございます。

都市計画課長（我見松康君） お質問のいわゆる分筆等によつて権利の登記等ができませんということですね、（おぼろげです）ということあり、……ご指摘のとおり現在東部地区におきましても現地の確認ができませんと登記所にいきますと、従前当課あつた土地を分筆

権利譲渡したという場合に、その権利はどこにあつてどういう形のものかということも現地確認した上におきまして、登記所で変更してある場合、区画整理で現在ある道路がなくたって敷地がなかったりあるのは新しい道路ができた。実際登記所の土地というものが確認できはというところで、登記所で現地確認が可能なものについては分掌が不可能であるということでも事務処理上非常に困るというわけでございます。先日も私も現地で立ち合つて、何んうかの形で現道から何メートルの予定があるのは旧道の位置あるいは従前の境というものが確認できる状況にあればいかばであらうという話も出たわけですが、そういう点で今後極力私も協力して確認のできる範囲につきましても登記所で認めしてもらえろような方法で措置していきたいと思つておりますが、現時点では大変迷惑なように一筆をもらいます。権利を移転した場合には支障はないですが、その一部ということになりまうと非常に問題になるということになっておりますので、兄の意見極力早期に登記所と方途を講ずべき何んうかの形を

とつていきたいと考えております

八番

(吉岡三君)

加美平の区画整理

につきます。ただいま

の答弁で納得いたしました。この一、二号路線につきましても前回のお田議員さんの質問に関連するかも知れませんが、原谷戸地区また牛浜地区におきましては先ほど都市計画課長から説明がありましたように区画整理方式でいくと牛浜地区におきましては買収方式でやっていくというお話しを伺いましたが、同じ市内で、隣接所内を買収とすれば無提供、土地の狭い五十坪程度しかない原谷戸地区の強民が無提供で区画整理をしていくということには困るというわけですが、この点について今後一、二号道路の計画にかかつてる路線について集会所なり地域強民の意向をお聞きしたすい合をすることを考えはあつていふか、事業決定が決つてから集会所を開くお考えでしょうか、事業決定がなされれば都市計画法は二年以内に入事着手ということになっておりますが、その前に会合を開き地区強民の要望をお聞きする機会を設ける考

えがありますか。その点に願ひいたします。

。都市計画課長（現見 裕慶君） 都市計画の道路につきましては現在
存のところで前も問題になつております。三ノ宮線の原因
でございますが、これにつきましては現在の時点ではいわゆる東部
開発の予定区域につきまゝでは区画整理方式で処理していただ
いと考へておりますが、先ほどの岩田議員さんのご指摘にも
ございまして、買収方式なりあるは早期にこの路線が完成
するかも知れないという、非常にうれしお言葉をお聞きしたのでござ
います。区画整理事業と平行して実施は不可能でござ
います。国費や都費をこれに充てたいとして先行取得と
いうことで買収だけを行つて、のちに区画整理方式で補
償等を行なうと、具体的には今後財政上から若干市に
不利になります。施行が可能ではないかと考へております。
それらにつきましても最近になりまして都で国費の導入の区
画整理事業を行なえという指導もありまして、それらと
から少しは実施したいと考へております。

はら基本とすべき事項はやはり地域住民のご意見を十分反映
したうえで実施するということが大前提でございまして、やはりご
協力をいただかない限り今後加美平のへの舞つをふむのはなか
うかということも十分私も自覚しております。そういう意味で
会合を二度三度ということではなく、全賛賛成するまでというこ
とは申しのめますが、種々の事業の内容、その考え方、将来の
構想というものを含めまして、これよりいんだという納得がた
だけるまでさらに努力を重ねまして、それから計画決定さうに
事業決定という段階をふきたいと思ひますので、ただいま急
具さ小まされたような点につきましては私も十分自覚しております
のでその点に配慮をいたさなくてもけっこうではないかとと思ひま
します。施行の時点あるは説明会開催の時点に過ぎまし
ては地元議員さんの積極的なご協力を賜りまして、この
事業が促進され、完成されますよう格別のご指導ご協力
をいただきますようお願いいたします。

議長（末次雄男君） 八番議員に申しあげます。

質問はあつて回



いたします。要望事項がありまうたうお願いたします。

八番（吉岡ノミ君） だいまおつしやいまうたうに、都庁計画課長の
いうようになるべし早く地域住民の道路にかつてゐる方は、預金
事項にもよりまうとおり現在では建物も若老朽が数多い関係
上非常に地域住民の方々の苦痛をいためてゐるわけですから、
なるべく早くそういう会合を開いていただくことを要望いた
します。

議長（米次性男君） 八番（吉岡ノミ君）

二十番（岩田博君） 休憩の動議を提出いたします。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） だいま休憩の動議が所定の賛成者を
得て提出されましたが、休憩することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 是れでは三時まで休憩いたします。

午後二時四十六分 休憩



午前三時 開議

議長（米次性男君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

議長（米次性男君） 十番（松山清君）

（十番 松山清君 登壇）

十番（松山清君） 五五にわたる一般質問をいたします。

まず最初に道路占有料の徴収についてですが、現在福生市
においては電柱やバス停等の道路占有料を一銭も徴収し
ないが、すでに多くの市町村において徴収の条例化がされてお
り、これによつていくらかの財源になつてきてゐる。当市におい
ても、これによつて条例を定めるのか、一般市民においては夕
顔の税金を取りたてられており、市がこれをいくらかでもやう
づるために正統に徴収するものほしとし取るべきだと考えており
ます。これをやらなばとすると東京電力などから、
大企業に奉仕して、市民に背を向けた市政であるわけを、
条例を作つて正統に取るかどうか、また今まで長年にわたつて取
こなかつた理由は何が明らかなに願ひたいと思ひます。

六番目には、磯田基地の撤去についてですが、磯田基地には依然としてジスト機の発着がふん繁に行なわれており、これにより市民の被害はばかり知れぬものがあります。先日も機が墜落してあり、国民の命が脅かされてきております。またアメリカのドルショックによって多くの商店が外額の損耗を被るきておる。このような例をみたばかりでもいかん。基地というものが市民の憂いしと命を脅かしていることは明らかであります。しかるに市長においては、大目横田基地の撤去特別委員会に於いての発言でも撤去運動はしないという発言しているものであります。この発言はまことに多くの被害を及ぼしている市民に対して目をつぶり、ひたすら基地に奉仕する市政そのものであると心います。日本の安全と福島の発展を願うものならば、基地によって起る多くの被害の補助面を要求するとともに、基地撤去の運動を推進していかねばならぬというわけですが、基地によって起る被害、例えば今回のドルショックにより商店街が被害を被っているわけですが、こういうものに対しての特別融資等



をやるように国や都に対して要求していったのかどうか、また多くの市民のために基地撤去の運動をしていくのかどうか質問いたします。六番目には福島駅東側の区画整理についてですが、関係する市民に聞いてみると、計画は非常に矢張り式であり、おし付けられてる感じであると語っております。この区画整理は何んの目的をもつてやるのかまたこの関係強民がどのような利益を及ぼすことができるのかはつきりしていただきたいと心います。少なからぬ地域住民は土地をもつておらず、強地になっているわけですが、この区画整理事業を行なうならば土地主の利益になっても市民は迷惑を被るわけであります。関係する強民が本当に納得した上で、また関係する市民の意見をも分聞いたうえで行なわれれば、度地につくせは必ずであります。あくまでも強民本位で進められたために十分な説明会を開いていくことが必要である。現状ふがどのように行なわれているか、また現在の計画の進行はどうなっているかお聞きしたいと心います。

四番目には、除育所についてですが、現状多くのおかしな



方たちが、ぜひ児童保育、それから時間延長、特別保育を望んでおり、各市において実施されてきているのですが、当市においては、今以上に実施されていくまい。多くのわがあさんたちが困っているのが実情であります。実際に働いている母親さんの待遇を改善するばかりで早急に実施をするべきであると考えられております。市においてはどのような計画をもっているかわ聞きたいと思っております。最後に児童保育について申し上げます、児童保育所の設置については六月議会において請願も出され、採択はありましたが、見ればどのように進んでいるのか、市としてどこに、いつ造る計画をもっているのかお聞きたい。特にオオ小中学校区についてはわかあさんたちが非常に困難な中という市に足をはこんでいる大変苦勞しているわけですが、特に設置場所について団地内やオオ小中学校のグラウンドなどは、適当な用地を確保して設置してほしいと要望しているわけですが、こういうものをどうやっていこうと、それはじめに文脈はものができているわけである。今回これの要望を取り入れて実現していくかどうか、これを取り入れて



いくのが正統と思われませんが、どう考えているかわ聞きたいと思っております。

以上五点到たつて質問をいたします。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 先小議員さんのご質問に回答いたします。

オオ一の道路に有料徴収についてのことは、課長から説明申しあげますが、今まで取らなかったと、今まで所村にはあまり例はなく

市があったようにございますが、福生はどうして取らなかったのかというところでございますが、取るには取っても秘帳設をするときに多額の金を出さなければならぬということ、取りますと大変ハイネ

スになるという点があったわけでございます。けっきょく市がかり区画整理等でありますが、条例を作りますと条例を作る有料を取った方がよいわけですが、まだ電柱の秘設が多いものでございまして、多いときに条例を作りますと取るより支払う方が多くなってしまうということでございます。

それから、横田基地の撤去でございますが、たしかに被害が多少ござ

